

2025年8.9月号

せせらぎ No. 514



編集・発行
福岡市管工事協同組合
広報・企画・情報委員会
〒810-0016
福岡市中央区平和3丁目20-10
TEL 092-531-3066 FAX 092-522-5287
メール(総務) fukukankyou@fuku-kan.com
URL <https://www.fuku-kan.com>

目 次

1. 今月の心がけ…先を読む	1
2. 理事会報告…9/8 定例	2
3. 官庁だより	
NO. I 『ふくおか水源の森サポーター制度』の創設について	3
4. 青年部会だより…活動報告	8
5. 業務コーナー	
NO. I 令和7年度(後期)技能検定受検案内について	10
NO. II 安全衛生経費の適切な支払いに向けて	11
6. 令和7年度インターンシップ(就業体験)を実施	13
7. 水道関連法規とバルブ⑰	14
8. 交通安全コーナー…贖いの日々(償いへの道)	18
9. 組合のうごき	19

組合ホームページで、福管ニュース「せせらぎ」が閲覧できます。

給水装置工事及び排水設備工事の申請書作成等は
組合設計係に全ておまかせ下さい。

位置

北緯 33°25'17" ~ 33°52'17"
東経 130°02'06" ~ 130°29'50"

東京(約900キロ)、大阪(約500キロ)よりも韓国・釜山(約200キロ)の方が近いという、この地理的条件から古来より大陸への玄関口としての役割を担ってきました。

面積

343.39km²

明治22年の市制施行時の面積は5.09km²。100年で約66倍に広がったこととなります。

人口

1,669,381人

男/787,685人 女/881,696人

903,938世帯

(令和7年8月1日現在推計)

福岡はこんな街

福岡市ミニデータ



■福岡市章

現在の福岡市章は、明治42年10月に制定されました。かたかなの「フ」を9個組み合わせて「福」を表しています。

●福岡市の4つの都市像

福岡市は、まちづくりの目標として次の4つの都市像を掲げました。強い意志とたゆまぬ努力をもって、この都市像の実現をめざします。

1. 自律し優しさを共有する市民の都市
2. 自然を生かす快適な生活の都市
3. 海と歴史を抱いた文化の都市
4. 活力あるアジアの拠点都市

今月の心がけ

想定力を磨きましょう

先を読む

予定通りに仕事が進まない、計画通りに運ばないという経験は、誰しもあるでしょう。その要因は、体調不良や連携ミス、情報不足などの人的なものから、天候や不意の来訪者、社会情勢の変化などの不可抗力なものまでさまざまです。人的要因であれば、事前に十分な準備をすることで、予定を崩さずに遂行することが可能です。しかし、外的要因となると、備えるのが難しいこともあります。とはいえ、過去の経験を再検証したり、現状分析を念入りに行なったりすることで、何かが起こる可能性を想定し、二の手、三の手を準備することはできます。昨今は特に、物価や金利の変動、人の動きやライフスタイルの変化、技術革新、法改正など、ビジネス環境がさまざまな分野で変化しています。そのため、外的要因で予定通りに進まないこともあるでしょう。これからの環境変化を視野に入れ、あらゆる事態に備える意識を持つことが重要です。「何が起こるかもしれない」という思考の習慣を身につけ、日ごろから想定力を磨くことは、予定や計画を遂行する大きな力になります。

第4回 定例理事会報告

日 時 : 令和7年9月8日(月)午後1時30分より
場 所 : 福岡市管工事協同組合会議室
出 席 者 : 藤、松尾、岩下、大久保、川浪、松本、八木、宮嶋、江頭
委 任 者 : 小金丸

定刻に至り、事務局より本日の出欠状況を報告、藤理事長、挨拶後議長に就任し議案の審議に入った。

【協議事項】

1.事業部・新規プロジェクトについて

川浪事業部長・事務局－ 事業部・新規プロジェクトについて進捗状況、現在の課題と対応、今後の動きを報告した。

【報告事項】

1.組合の決算月に合わせた特売について

事務局－ 組合員の決算月に合わせた割引販売を1年間実施しましたが、年間で130社中5社からの注文があったのみだったため、このキャンペーンを中止する旨を報告した。

引き続き、組合のうごき、今後の予定を説明。

本日の全ての案件を終了した。時に午後1時50分。





福管協発第 7-22 号

令和 7 年 8 月 5 日

組 合 員 各 位

福岡市管工事協同組合

理事長 藤 成徳

『ふくおか水源の森サポーター制度』の創設について（お知らせ）

日頃より組合事業に、ご理解・ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

この度、水道局からお知らせメールが届きましたので、ご案内させていただいております。

【以下、水道局からのお知らせメール】

さて、水道局では、社会貢献活動に関心の高い企業や団体の皆様に、福岡市の水源の森の育成に自主的に参画していただくため、「福岡市水源の森づくり共働事業」に取り組んでいるところですが、今回、企業等の皆さまが、より参画しやすい取り組みとして、新たに『ふくおか水源の森サポーター制度』を創設し、7月1日より、新規サポーター（協賛金）の募集を開始しております。

【添付ファイルの「水源の森サポーター制度チラシ」をご確認ください。】

サポーター制度は、水源の森づくりに賛同していただける企業等の皆様から、広葉樹の苗木 100 本分（1 口あたり）の協賛金をいただき、水源かん養林における植樹や育林に活用させていただく取り組みです。

■協賛金額 1 口 1 5 万円（年間 5 万円 × 3 年間）※複数口も可能

■協定期間 3 年間

■募 集 随時受付

■特 典 【添付ファイルの「サポーター制度の特典」をご確認ください。】

https://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/ryuiki/0035_2.html

メールで大変恐縮ですが、まずはお知らせをさせていただきました。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

福岡市水道局 計画部 流域連携課

水源林保全係 牛島・松藤

TEL (092) 483-3195

FAX (092) 483-3252

E-mail ryuiki.WB@city.fukuoka.lg.jp



福岡市水源の森づくり共働事業



水源の森づくりに 参加しませんか？

「福岡市水源の森づくり共働事業」は、社会貢献活動に関心の高い企業や団体の皆様に、福岡市の水源の森の育成に参画していただくものです。

ふくおか水源の森サポーター制度

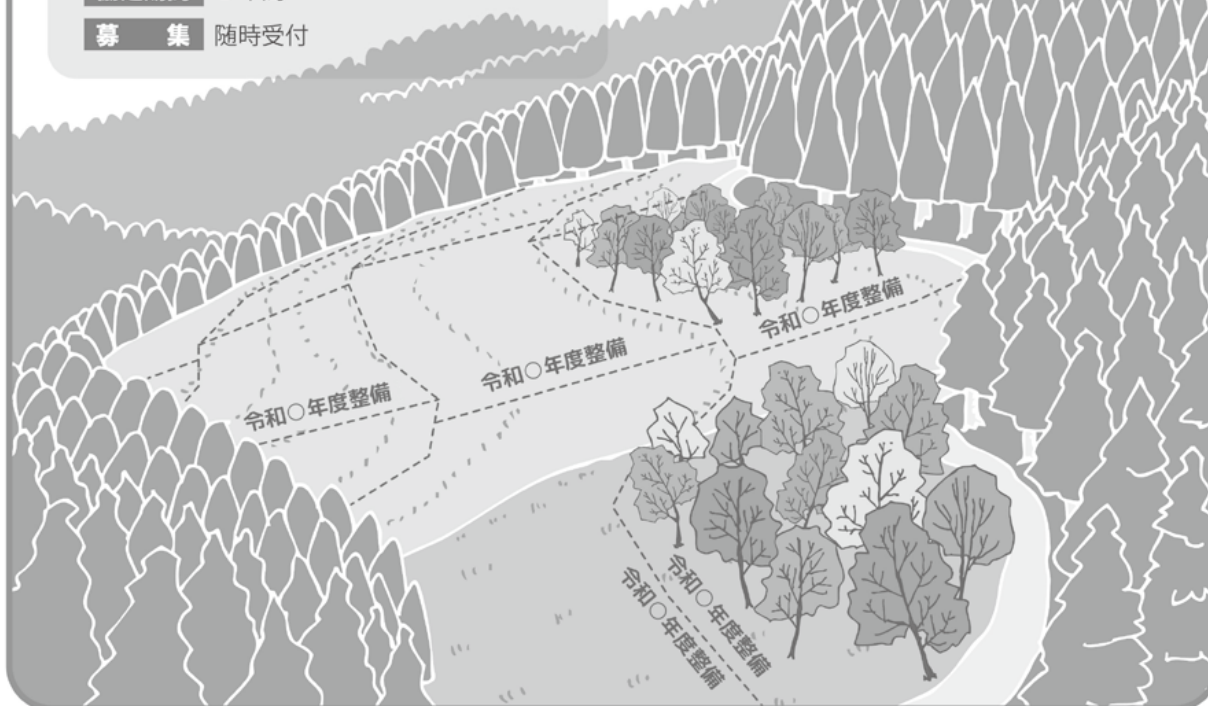
水源の森づくりに賛同していただける企業等から、植樹サポーターとして広葉樹の苗木100本分（1口あたり）の協賛金をいただき、水源かん養林における植樹や育林に活用する取り組みです。

植 樹
サポーター

協賛金額 1口 15万円（年間5万円×3年間）
※複数口も可能

協定期間 3年間

募 集 随時受付



特典1

水道局の
ホームページや
広報紙などで
参加企業をPRします

水道局

特典2

サポーター
企業・団体として
ロゴマークを使った
PRができます

企業・団体



特典3

植樹による
CO2吸収量を
記載した認定証を
進呈します

水道局

水を守る森を育てる

水道局では、良質な水道水を安定的に供給するためにダム周辺の森林約566haを所有し、計画的に森林整備を行っています。整備された森林は、降った雨水を土壌にたくわえ、濁りが少なく適度にミネラル分を含んだおいしい水を育ててくれます。

その森林を育てるには、継続的な手入れが必要です。スギ・ヒノキの人工林の伐採地には広葉樹を植樹し、植樹後の数年間は下草刈り作業、成長して込み合ってきたら木を間引く作業（間伐）など、森林の手入れは長期間にわたります。



手入れの行き届いた水源かん養林

参加企業等

ふくおか水源の森サポーター制度



『令和7年7月より、
協賛金（1口15万円）の募集を開始！』

※この欄には、令和8年度以降、
ふくおか水源の森サポーター制度（協賛金）に
賛同していただいた企業等を掲載します。

曲淵ダムと周辺の水源かん養林



よくあるご質問

Q：どんな企業・団体が参加できますか？

A：本事業の趣旨に賛同していただける企業・団体・個人の皆さまです。

Q：どんな社会貢献につながりますか？

A：植樹は、地球温暖化防止や生物多様性の保全のほか、環境保全や自然災害の防止など、豊かな水を守り次世代につなぐ取り組みとして、様々なSDGs（持続可能な開発目標）に貢献しています。

Q：認定証に記載するCO2吸収量とはどのようなものですか？

A：植樹による地球温暖化防止など、社会や環境に貢献していることを示すものとして、広葉樹の苗木が生涯で吸収するCO2の量を算定したものです。

※カーボンオフセット等への活用はできません。



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています



福岡市 水道局 計画部 流域連携課

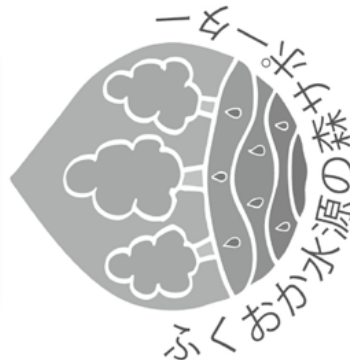
TEL: 092 (483) 3195 FAX: 092 (483) 3252

E-mail: ryuiki.WB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市水源の森づくり
共働事業の詳細はこちら



『ふくおか水源の森サポーター制度』の特典

植樹によるCO ₂ 吸収量を記載した認定証を進呈	サポーター企業・団体として認定ロゴマークを進呈
 ふくおか水源の森 サポーター認定証 株式会社 〇〇〇〇 様 貴社は、福岡市水道局が行う水源の森づくりに賛同し、「ふくおか水源の森サポーター制度」において、広葉樹の 苗木〇〇〇〇本分 のご支援を頂きました。よって貴社を 令和〇年度 ～ 令和〇年度 の「ふくおか水源の森サポーター(植樹サポーター)」として認定します。 〈参考〉 CO₂吸収量 約 〇〇 トン ※広葉樹が生誕(約80年)で吸収するCO₂量 令和〇年〇月〇日 福岡市水道局	サポーター認定ロゴ  <u>名刺を使ったPR例</u> 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇部 〇〇〇課 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  〒000-0000 〇〇県〇〇〇市〇〇〇〇 TEL 000-000-0000 FAX 000-000-0000 E-mail URL



全国管工事業協同組合連合会青年部協議会 第29回通常総会が開催

令和7年8月2日(土)愛知県名古屋市「ホテルヒルトン名古屋」にて全管連青年部協議会通常総会が開催され、毛利副会長、田井副会長、山崎役員の計3名で参加してきました。



福岡県中小企業団体中央会青年部連絡協議会 令和7年度青年部の集いが開催

令和7年9月11日(木)福岡県福岡市「福岡サンパレスホテル&ホール」にて令和7年度青年部の集いが開催され、藤岡会長、毛利副会長、田井副会長、今泉役員、山崎役員、檜崎会員、原田役員、八木役員、内山役員、石田役員の計10名が出席した。



青年部会会員一覧

氏 名	会 社 名	氏 名	会 社 名
藤岡 昭太	(株)博東設備工業	田中 厚史	(株)豊友技建工業
毛利 崇志	(有)毛利設備工業	櫛崎 亮	(株)朝日プラント
田井 祐貴	(株)水設	酒井 哲朗	(株)和白設備工業
石田 大輔	(株)石田設備	田村 竜一	山陽設備工業(株)
中村 健一	(株)和白設備工業	内山 雅彦	(有)マルコー設備
今泉 貴行	(有)今泉設備工業	恵村 真也	(株)和白設備工業
山崎 啓功	(株)山崎設備工業	中川 久美	(株)白金
野崎 翔太	(株)野崎工業所	八木 陽暁	(有)八木工業
原田 剛	(株)サンワ商会	有吉 徹郎	(株)西陵設備
菰田 雅之	(有)菰田設備	四宮 直子	(株)天水工
八木 龍治	壱岐設備工業(有)	藤井 崇哲	(株)天水工
阿部 弘	(有)阿部商会	花田 明子	(株)花田設備
松尾 剛	(株)松尾管工	大久保 拓真	(株)大伸設備
藤根 天馬	(株)藤善設備工業		

青年部会 会員募集のお知らせ

青年部会では会員同士との交流や研修会等色々な事を計画・実施しております。

きっとあなた自身及び会社にとっても意義ある青年部会ですので多数のご入会をお待ち致しております。

現在会員数:27名

参 加 要 領 ○組合員

○また組合員が推薦する

その企業内の者(1企業3名まで)

年 会 費:24,000円(入会金10,000円)

お問合せ先:福岡市管工事協同組合青年部会

(担当:竹浦)

電話:531-3066



令和7年度後期
技能検定受検案内

受付手続き

受付期間

令和7年10月2日(木)～令和7年10月15日(水) ※消印有効

★福岡県職業能力開発協会及び公共職業能力開発施設(28ページ)の窓口での受付は行いません。
郵送(レターパック、簡易書留等)により福岡県職業能力開発協会あてにご提出ください。

提出するもの

受検申請書

本人確認書類

受検手数料の納付が確認できる書類

※銀行等の出納印が押印された領収控、ネットバンキングの決済画面を印刷したもの等

実技試験又は学科試験の免除証明書類

※実技試験又は学科試験の免除を受ける場合のみ。

一括受検申請者名簿(P27様式)

※企業や団体等で2名分以上の受検手数料を一括で納付する場合のみ。

提出先

福岡県職業能力開発協会

〒813-0044

福岡県福岡市東区千早5丁目3-1

福岡人材開発センター2階

TEL 092 (671) 1238

FAX 092 (671) 1354

令和7年度後期技能検定実施日程

実技試験

実施
期
間

令和7年12月5日(金)
～令和8年2月15日(日)

■上記期間内の指定する日

(6～8ページ参照)

日時、場所等は決定次第、受検票
にて通知します。

問
題
公
表

令和7年11月28日(金)

当協会事務所に公表します。
(閲覧のみ)。また受検者には日程
等が決まり次第、受検票とともに
送付します。ただし、全国統一実
施の職種(作業)については、実技
試験問題概要を送付します。

学科試験

令和8年1月25日(日)
令和8年2月 1日(日)
令和8年2月 4日(水)
令和8年2月 8日(日)

■6～8ページの指定された日

日時、場所等は決定次第、受検票にて
通知します。

合格発表

令和8年3月13日(金)

■合否の結果は郵送で通知します。

■合格発表に関する電話での問い合わせ
には一切応じかねますので予めご了承
ください。

■福岡県のホームページ
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)
で合格者の受検番号が確認できます。

令和7年度後期 技能五輪福岡県大会開催要領 (26ページ)

国土交通省

安全衛生経費の適切な支払いに向けて

—安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳明示した標準見積書—

全国管工事業協同組合連合会

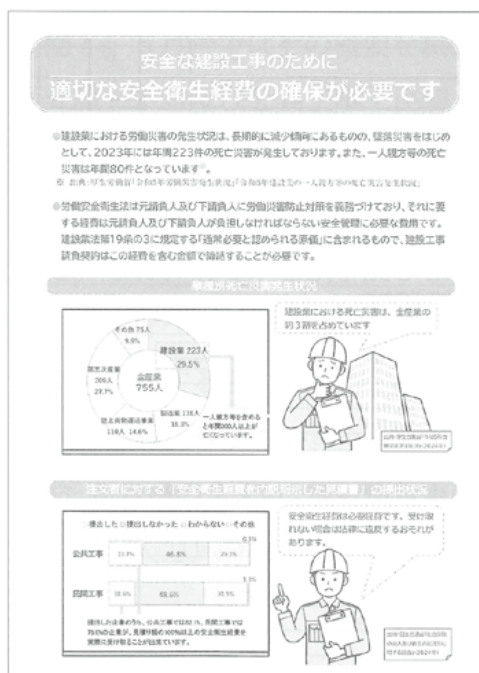
国土交通省では、労働災害防止対策を適切に実施するために必要な安全衛生経費が下請人まで適切に支払われるための取組を行っている。すべての建設企業に対し、「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳明示した「標準見積書」を作成・活用し、下請負人が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を内訳明示することによって安全衛生経費の適切な支払いにつなげられるよう周知している。

国土交通省では6月6日、「安全衛生経費の適切な支払いに向けて」のHPを整備したので、活用を呼び掛けている。

(一社)日本空調衛生工事業協会、(一社)日本配管工事業団体連合会、(一社)日本保温保全工業協会、(一社)全国ダクト工業団体連合会、本会の5団体では、先行的「安全衛生対策項目の確認表(管)」を作成した。この「確認表(管)」を活用していただき、元下間で現場の担当・費用を協議・確定し、積み上げた金額を「法定福利費の内訳明示のための標準見積書」に表示するよう案内いたします。

・安全衛生経費の適切な支払いに向けて
のページ

ホーム>政策・仕事>土地・不動産・建設業>建設産業・不動産業>建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて



労働災害防止対策の実施態勢及び責任負担等の明確化の流れ

建設工事現場内務的対策を踏まえた上、次のような流れで、労働災害防止対策の実施態勢とその経済的負担割合を明確化する必要がある。

（１）元請負人による見込条件の提示

元請負人は、見込条件の提示を行う。労働災害防止対策の実施態勢及びその経済的負担割合の区分を明確化し、下請負人に明らかにする。労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経済負担に見合った見込みをこたえてもらうようにしなければならない。

（２）下請負人による労働災害防止対策に関する見込の提示

下請負人は、見込条件が明示された見込条件を基に、自らが必要とすることとなる労働災害防止対策に関する見込を提示に見合った上、元請負人に提示する見込額に同意する必要がある。

（３）見込の交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する説明を共有し、下請負人から提示された労働災害防止対策に見合った見込額を提示された見込条件を尊重しつつ、建設業法19条を指針とし、平等な立場で関係者の交渉が行われるべきである。

（４）労働災害防止対策の取組

労働災害防止対策と元請負人は、契約締結の審査化に際して、労働災害防止対策の取組態勢及びその経済的負担割合の区分を明確化することにより、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に関する見込は、施工に必要な経費と明確に区別し、その負担、取組態勢の内訳額などに明示することが必要です。



次の場合、建設業法に抵触するおそれがあります

CASED01 元請負人が、あらかじめ建設業法において、下請負人の負担割合を明示していないにもかかわらず、一方に労働災害防止対策と見込額との労働災害防止対策の負担を下請負人の負担に押しつける行為

CASED02 元請負人が、労働災害防止対策に関する費用を負担せずにもかかわらず、その結果、必要と認められる費用に満たない費用と見込額を提示

CASED03 元請負人が、下請負人（一丸）双方ともに労働災害防止対策に関する取組、取組のやり取り、場合や、追加の必要経費説明を適切でない取組態勢を提示した場合

建設業法第19条に違反

建設業法第19条の4に違反
建設業法第19条の5に違反

建設業法第19条第1項に違反

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【管（案）】

整理 区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生 体制主	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の 安全衛生 の確保 のための 措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
機械並びに 有害物に関 する規制	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	石綿障害予防				
	電磁放射線障害防止				
	特定化学物質障害予防				
	鉛中毒予防				
	有機溶剤中毒予防				
	酸素欠乏症等防止				
	感電防止措置				
労働者の 安全衛生 の確保 のための 措置	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追加）	
【下請が実施する対策項目】	【注文者が実施する対策項目】
安全衛生管理体制	健康診断
○安全衛生に向けた人員配置	○健康診断
○委員会の設置	・一般定期健康診断
○安全衛生管理体制	・特定業務健康診断
○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)	・メンタルヘルス対策
労働者の就業に当たっての措置	追加項目
○安全衛生教育	○
・雇入れ時教育	○
・職長・安全衛生責任者教育	○
・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	○
・健康教育等	○
・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修	○
○作業従事者への技能講習、特別教育	
○作業主任者への技能講習	
○リスクアセスメント（作業手順書等）	
○危険有害業務従事者への教育	
○作業従事者、作業主任者が必要な免許	
	【注文者が実施する対策項目】
	安全衛生管理体制
	○安全一般に関する事項
	追加項目
	○

令和7年度 インターンシップ（就業体験）を実施

福岡県立福岡工業高等学校 都市工学科生徒2名を受け入れ、令和7年度インターンシップ「就業体験を通して、勤労の厳しさと喜び、さらには職業人としての心構えを体験させる」という趣旨のもと実施した。

受入日：令和7年8月21日（木）の1日間

実習内容

- ・給水設備の配管体験
- ・設計業務(CAD)



配管体験の様子

1日間という短い期間でしたが、インターンシップを通じて将来の進路について考える良いきっかけになったと思います。生徒さんの今後の活躍を期待しております。

シリーズ

水道関連法規とバルブ

(入門編 取水から蛇口まで)

17

(最終回)

配管・バルブコンサルタント 小岩井 隆

〈前号⑬から続く〉

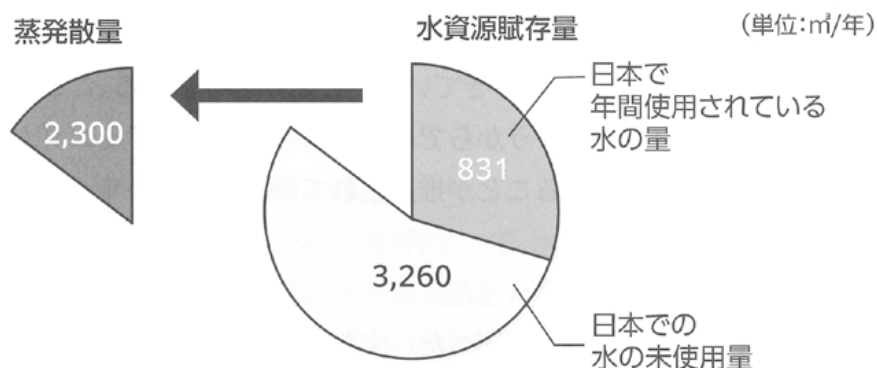
4. 現状の問題と将来の展望〈続き〉

●雨水の利用率の話

地球上では、太陽エネルギーにより「水の大循環」が営まれており、この降雨現象によってわれわれは淡水（純粋な清浄水）を得ることができる。もともと地球上にはほとんど海水しか存在せず、実際に使用に適した純粋な水はごくわずかである。



日本国土の降雨量は、約6,400億 m^3 /年と見積もられている。この内、蒸発などで失われる量が36%・約2,300億 m^3 /年、都市部や川などに降雨して利用できない量が50%・約3,200億 m^3 /年で、残りの使用できる淡水水資源として13%・約831億 m^3 /年しかない。出所別には、河川水が約728億 m^3 /年で88%、地下浸透水が約103億 m^3 /年で12%である。

日本の降雨量6,400億 m^3 /年の内訳

※水資源賦存量とは、水資源として理論上人間が最大限使用可能な量

日本の降雨量〈出典：とこトンやさしい水道〉

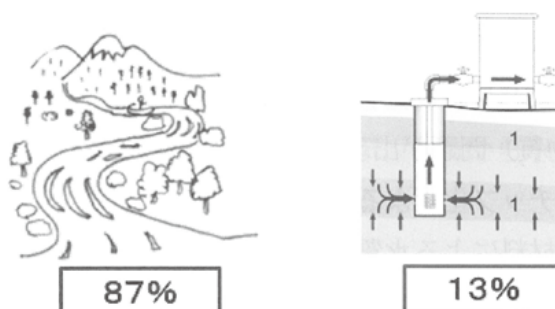
この水資源が全て水道に使用できるわけではなく、水の使い道としては、田畑の灌漑用農業用水が約546億 m^3 /年で66%、工業用水が約128億 m^3 /年で15%、残りの生活用水（水道水）が約157億 m^3 /年で19%しかない。日本は降雨量が多い国といわれているが、人口比では世界でもダントツに多い国ではない。

日本での年間の水の使い道

	農業用水	工業用水	生活用水	計
河川水	513	92	123	728
地下水	33	36	34	103
計	546	128	157	831

日本では上表のように、年間831億 m^3 の水が使用されていますが、日本の年間の降水量6,400億 m^3 のうち未使用水賦存量は下図のように3,269億 m^3 となっています。

日本の年間の水の使い道〈出典：とこトンやさしい水道〉



日本の河川水と地下水の割合

この貴重な淡水を水源として、水道水を平時及び災害時でも安定して供給することが必要で、造水効率や節水が今後一層求められる。

残念なことに、生活用水（水道水）にかぎっていうと、都市の上流部の川の取水口より下部を流れる河川水は、まったく利用できていないことが挙げられる。ここから下部に降った雨は、そのまま海に流れ出てしまうからである。都会のビルに“ミニダム”を設けて、雨水を雑用水や消防用水に活用することが推進されている。

●都市部のビルにミニダム機能を！

前項で水道に使用できない水資源を述べた。すなわち水道の取水する場所から下流の地域、特に海沿いの都市部では、降った雨（蒸留水レベル）はそのままコンクリート製の道路や河川を流れて海に行ってしまう。まったく利用できない、まことに“もったいない！”話である。飲み水は無理としてもせめて個々の建物にミニダム（雨水集水システムと水槽）を構築して雑用水や消防用水などに利用したいものである。このことは既に取り組みも開始されていて、今後の発展を祈る。

●森林の手入れの話（水資源の確保）

今回は、川の取水口以降の話を執筆しているため、やや置き去りになっているが、取水する原水の水質の管理・量の管理も忘れてはいけない。

まず貴重な水資源の確保の問題である。河川や人工のダムとにかく目が行きがちになるが、重要なことは森林の整備・手入れ（保守保全）である。理由は、次の4つといわれている。

- a) 保水力のアップ（水源かん養機能）
- b) 水質のアップ（水質浄化機能）
- d) 土砂流出防止力のアップ（土砂流出防止機能）
- c) CO₂排出ダウン（地球温暖化防止）

●PFASの話（汚染物質問題）

日本の水道は、前述したとおり51項目もの水質基準が規定されていて、飲用に安全・安心である。しかし、従来のトリハロメタンや有害な細菌（クリプト対策）の問題に続いて、最近PFAS（有害汚染物質）問題が出現している。

廃棄樹脂材料のマイクロチップ化による、海洋汚染の話は最近よく聞くことが多いが、水道でも廃棄フッ素系樹脂材料による水質汚染が取りざたされている。

フッ素系の樹脂材料は、分子の結合力が一般の樹脂に比べ極めて強く、容易には分解されずに半永久的に残存する。表面の耐食性が強く、付着性が極めて小さいため食品や医薬・

化学関連で便利で大量に用いられている。ボール弁の弁座（ソフトシート）材料やパッキン・ガスケットの材料テフロン[®]としても重宝で大量に使用されている。

この材料は、現在重宝して大量に使用しているため、急に使用禁止にはできないため厄介である。

●バーチャルウォーターの話（水輸入問題）

日本は、世界でも稀な水が豊かな国といわれていて、水そのものの輸入はほとんどない。しかし、穀物や農産物、肉や乳製品などの加工品を大量に輸入していることは、周知の事実である。これらのものをちゃんと育てるまでには、その輸出国で大量の水を使っている。この水をバーチャルウォーターと呼んでいる。水に不自由しない国がそうではない国から水を入れているのだから困ったものだ。

おわりに

日本は、降雨量が豊富でインフラの整備もあり水道水には困らなく「湯水のごとく使う」という表現さえもある。しかし、世界的には日本と同質の優れた水道水を供給している国はわずか8か国しかなく、また、まともな飲み水さえも手に入らない国が多いと聞く。改めて日本に生まれてよかったことを実感する。しかし、飲めるまでに費用をかけて造水・配水した飲用水道水をペットボトルに置き替え購入して水道水を飲まず、トイレや洗濯、洗車などの生活用水として使うことには、何か矛盾を感じているのは、筆者だけであろうか？

国内水道産業へは、建築設備用の水栓類を除きバルブシェア約16%（約700億円・約40万台／年）のバルブが生産され供給されている。水栓類や給水設備用バルブも含めると、全体の約40%もの市場となる。水道はこのようにバルブの使用先主要産業の一つとはいっても、広く深い技術と長い歴史とが根付いていることがお分かりいただけたことと思う。

長い連載を通読いただき、感謝申し上げます。

今回は、あくまで初級（入門編）という位置づけで業界全体像（水道関連設備一気通貫）をできる限り広く説明してきたので、一概に水道といっても記載範囲が極めて広がってしまいやや焦点ボケとなってしまった感もあるが、これから水道関係に携わる方やバルブ業界の初心者の方に参考一助となれば幸いである。



贖いの日々・・・

償いへの道

私は車を走る凶器に変え、私とは無関係な罪のない人を事件に巻き込み殺してしまいました。

私はある年の11月、仲の良い友人と夕食に出かけました。

はじめは夕食を終えたら帰るつもりでしたが、急遽、翌日の仕事が終わったことから、よく集まる友人たちに連絡して遊びに行くことになりました。

普段から集合場所になっている行きつけの店に集まり、明日は休みという安心感から、時間を気にすることなく遊んでいました。

そして、深夜になり、日付も変わったことから、帰り道が同じ友人を乗せ、一緒に帰ることにしました。

これまで何度か友人宅まで送り迎えをしていたので、走り慣れた道だという安心感と深夜という油断もあって注意散漫な運転になっていました。

途中で雨が降りだし、友人宅まで後わずかな所まで来たところで、友人が「コンビニに寄れたりする？」と聞いてきました。ちょうど私もコンビニに行きたいと思っていたので友人宅を通り過ぎ、すぐ先の交差点を右折することになりました。

右折する際に、対向車線から来るバイクのヘッドライトが近くに見えたのですが、「自分の方が先に曲がれるだろう」と安易に考え、右折を強行しました。

右折を始めて、「まずい、間に合わない」と思った直後に「ドーン」という激しい衝突音と衝撃があり、フロントガラスの向こうへ

被害者の方が飛んでいくのを見えました。

私は車から降り、被害者のもとへ駆け寄ると、原形を留めないほど壊れたバイクの先に被害者の方が、全く動かない状態で倒れていました。

その惨状を見た瞬間、私の頭の中は真っ白になりました。

直ぐに救急車を呼びましたが、警察が来るまでの間なすすべもなく、ただ呆然としていました。

私は警察に連行され取り調べを受けましたが、その際、私が右折した交差点は、「右折禁止」であることを知らされました。

その後の取り調べで「被害者の方が亡くなった」と聞かされ愕然としました。

そして「これから自分はどうなるのだろう」という漠然とした不安から、何も考えられなくなりました。

事件後、私は御遺族の方と会うのが怖くなり、謝罪等を全て家族に丸投げして責任を負わず、現実から逃避してしまいました。

同乗していた友人は無傷でしたが、家の前で起きた事件のため、ショックを受け引越しました。

被害者とその御遺族はもとより、自分の家族や親友など周りの人達を巻き込んだ大事件にも関わらず、私の行動は余りにも幼稚で、中身の無い謝罪文を一通送っただけでした。

そのため、御遺族の気持ちを踏みにじり、感情を逆撫でしてしまいました。

裁判では、過失運転致死罪で禁固1年4ヶ月の言い渡しを受けました。

K・S 会社員(20代)

公判でも御遺族は、最大限の刑罰を望んでいたのですが、この刑期は短過ぎて到底納得できるものではないと思います。

私は現在、市原刑務所で受刑生活を送っています。

受刑生活では自分の犯した罪と向き合い「事件の責任は全て自分にある」と思うようになりました。

これまでの私の運転は安全意識に欠けていました。それは物事を常に自分に都合良く考える、自己中心的な甘さによるものです。

今回の事件は、運悪く起こったものではなく、起こるべくして起こった事件だと思っています。

刑期が終わっても、私の罪が消える訳ではありません。償いに終わりはなく、生きていく限り一生背負って行くものだと考えています。

未だに示談も済んでおらず、御遺族に対する正式な謝罪もできていませんが、今後は、どんな小さなルールでも守り、自分の甘さを克服したいと考えています。

そして被害者の未来を奪い、御遺族の人生を変えてしまった反省に立って、御遺族の期待に沿える償いを行いたいと思っています。

最後に皆さんにお願いしたいことは「車は便利な乗り物ですが、使い方を誤ると人を殺してしまう凶器に変わる」ということです。

そして、私のような悲惨な事件を起こす人がなくなることが切に願っています。

組 合 通 信

- 7-19号 8月 1日 管工事及び土木施工管理技術検定・受験準備用図書の斡旋について
- 7-20号 8月 4日 随意契約となる予定価格の上限額の引上げについて
- 7-21号 8月 4日 「令和7年度 給水装置工事配管技能検定会」開催のお知らせ
- 7-22号 8月 5日 「ふくおか水源の森サポーター制度」の創設について
- 7-23号 8月 6日 現場環境改善費の導入について
- 7-24号 8月25日 現場における熱中症予防対策について
- 7-25号 9月 2日 2026年版「全管連手帳」申込みについて
- 7-26号 9月 9日 令和7年度(後期)技能検定受検案内について
- 7-27号 9月10日 「第10回福管協ボウリング大会」の開催について
- 7-28号 9月12日 資材中間決算棚卸のお知らせ

組 合 の う ご き

- 7月 9日 上水道推進委員会が開催された。
- 7月17日 津山税理士による会計精査
- 7月17日 広報・企画・情報委員会が開催された。
- 7月23日 貯水槽清掃作業従事者研修会が北九州市で開催された。
- 7月24日 第63回九州管工業組合連合会総会が沖縄県で開催され藤理事長、岩下副理事長が出席した。
- 7月30日 定款・規約改正及び賞罰委員会が開催された。
- 8月 5日 全管連正副会長会が東京で開催され藤理事長が出席した。
- 8月 8日 正副理事長会が組合会議室で開催された。
- 8月20日 津山税理士による会計精査
- 8月25日 全管連第4回未来創造検討委員会が東京で開催され松尾副理事長が出席した。
- 8月26日 全管連第363回理事会が東京で開催され藤理事長が出席した。
- 8月27日 全管連国土交通省・上下水道審議官の歓送迎会が東京で開催され藤理事長が出席した。
- 9月 8日 正副理事長会が組合会議室で開催された。
- 9月 8日 定例理事会が組合会議室で開催された。